

(第1条関係)寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>

(第2条関係)寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>

(第3条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(期末手当)	(期末手当)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)
～略～	～略～

(第4条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(期末手当)	(期末手当)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の212.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)
～略～	～略～

改正附則

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定及び第3条の規定による寒川町特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。</u> <u>(期末手当の内払)</u></p> <p>3 <u>改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の寒川町特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p>